第九章　押収、捜索等

（押収、捜索等についての秘密、名誉の保持）

第九十三条　押収（電磁的記録提供命令（法第百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、捜索及び電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。）については、秘密を保ち、かつ、処分を受ける者の名誉を害しないように注意しなければならない。

（差押状等の記載事項・法第百七条）

第九十四条　差押状又は捜索状には、必要があると認めるときは、差押え又は捜索をすべき事由をも記載しなければならない。

（準用規定）

第九十五条　差押状又は捜索状については、第七十二条の規定を準用する。

（捜索証明書、押収品目録の作成者・法第百十九条等）

第九十六条　法第百十九条又は第百二十条第一項の証明書又は目録は、捜索又は差押えが令状の執行によつて行われた場合には、その執行をした者がこれを作つて交付しなければならない。

（差押状等執行後の処置）

第九十七条　差押状又は捜索状の執行をした者は、速やかに執行に関する書類及び差し押さえた物を令状を発した裁判所に差し出さなければならない。検察官の指揮により執行をした場合には、検察官を経由しなければならない。

（押収物等の処置）

第九十八条　［略］

2　押収物に記録された電磁的記録及び電磁的記録提供命令（法第百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提供させた電磁的記録については、消去、改変又は漏えいを防ぐため、相当の処置をしなければならない。

（差押状の執行調書の記載）

第九十九条　［略］

［削る］

（押収、捜索の立会い）

第百条　差押状を発しないで押収をするときは、裁判所書記官を立ち会わせなければならない。

2　差押状又は捜索状を執行するときは、それぞれ他の検察事務官、司法警察職員又は裁判所書記官を立ち会わせなければならない。

（決定の告知・法第百五十七条の二等）

第百七条の二　法第百五十七条の二第一項及び第百五十七条の三第一項の請求に対する決定、法第百五十七条の四第一項に規定する措置を採る旨の決定、法第百五十七条の六第一項及び第二項に規定する方法により証人尋問を行う旨の決定並びに同条第四項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録する旨の決定は、公判期日前にする場合においても、これを送達することを要しない。

［2　略］

第九章　押収及び捜索

（押収、捜索についての秘密、名誉の保持）

第九十三条　押収及び捜索については、秘密を保ち、且つ処分を受ける者の名誉を害しないように注意しなければならない。

（差押状等の記載事項・法第百七条）

第九十四条　差押状、記録命令付差押状又は捜索状には、必要があると認めるときは、差押え、記録命令付差押え又は捜索をすべき事由をも記載しなければならない。

（準用規定）

第九十五条　差押状、記録命令付差押状又は捜索状については、第七十二条の規定を準用する。

（捜索証明書、押収品目録の作成者・法第百十九条等）

第九十六条　法第百十九条又は第百二十条の証明書又は目録は、捜索、差押え又は記録命令付差押えが令状の執行によつて行われた場合には、その執行をした者がこれを作つて交付しなければならない。

（差押状等執行後の処置）

第九十七条　差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行をした者は、速やかに執行に関する書類及び差し押さえた物を令状を発した裁判所に差し出さなければならない。検察官の指揮により執行をした場合には、検察官を経由しなければならない。

（押収物の処置）

第九十八条　［同上］

［新設］

（差押状、記録命令付差押状の執行調書の記載）

第九十九条　［同上］

2　記録命令付差押状の執行をした者が第九十六条又は前条の処分をしたときも、前項と同様とする。

（押収、捜索の立会い）

第百条　差押状又は記録命令付差押状を発しないで押収をするときは、裁判所書記官を立ち会わせなければならない。

2　差押状、記録命令付差押状又は捜索状を執行するときは、それぞれ他の検察事務官、司法警察職員又は裁判所書記官を立ち会わせなければならない。

（決定の告知・法第百五十七条の二等）

第百七条の二　法第百五十七条の二第一項及び第百五十七条の三第一項の請求に対する決定、法第百五十七条の四第一項に規定する措置を採る旨の決定、法第百五十七条の六第一項及び第二項に規定する方法により証人尋問を行う旨の決定並びに同条第三項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録する旨の決定は、公判期日前にする場合においても、これを送達することを要しない。

［2　同上］